

# 交際費等から除かれる1万円基準

塚越税務会計事務所

<https://www.bizup.jp/member/tukakosi/>

令和6年度税制改正では、交際費等の損金不算入制度について、交際費等から除かれる飲食費等の金額が一人あたり1万円以下に拡充されました。従来は5,000円以下だったため、5,000円基準と呼ばれることが多かったのですが、今後は1万円基準と呼ばれることになるでしょう。今回はこの「1万円基準」について掘り下げていきたいと思います。

## Q そもそも交際費等の損金不算入制度とはなんですか

A 交際費等の損金不算入制度は、原則として、法人の支出した交際費等の額を損金の額に算入することを認めないという制度です。これは、交際費等を減らして企業の内部留保を高める、つまり無駄遣いを抑制し、企業の体質をより良くしていく狙いがあるといわれています。

一方で、お客様と良好な関係を築くなどのための接待飲食費などは、企業の経済活動の活性化を図るためにある程度必要です。そのため、同制度では、交際費に該当する場合においても、一定の金額を損金に算入することが認められています。

なお、交際費等とは、次のように説明されています。

交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係あるもの等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。(引用：国税庁)

ただし、次に掲げる費用は、交際費等から除かれます。(全額が損金算入できる)

- ①専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等の為に通常要する費用
- ②飲食等のために要する費用(社内飲食費を除く)であって、その支出する金額が一人あたり1万円以下のもの
- ③カレンダー、手帳、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- ④会議に関連して、茶菓子、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- ⑤新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

この②が、今回の1万円基準のお話です。

## Q 交際費等から除かれる1万円基準について教えてください

A 飲食等のために要する費用であって、その支出する金額が一人あたり1万円以下のものは、交際費等の損金不算入額の計算上、交際費等から除外することができます。この1万円基準の適用にあたっては、次のことに留意する必要があります。

- ①一定の事項を記載した書類(次のQ&A参照)の保存が必要です。
- ②金額の判定は税抜経理であれば税抜金額で判定し、税込経理であれば税込金額で判定します。
- ③飲食費が一人あたり1万円を超えた場合、1万円以下の部分のみを交際費等から除外することはできず、その全額が交際費等に該当することになります。

## Q 上記①一定の事項を記載した書類とは、どのようなものですか

A 1万円基準を適用するために必要な一定の事項を記載した書類とは、次に掲げる事項が記載された書類です。

- ①飲食等の年月日
- ②飲食等に参加した得意先、仕入れ先その他事業に関係ある者等の氏名又は名称及びその関係(注)
- ③飲食等に参加した者の数
- ④その費用の金額並びに飲食店等の名称及び所在地
- ⑤その他参考となるべき事項

これらの記載がない場合は、1万円基準を適用することができませんので、仮に一人あたり1万円以下の飲食費であったとしても交際費等の額に含めることとなります。

(注)自社の関係者だけの飲食費等では適用されません。

## Q 1万円基準はいつから適用されるのでしょうか

A 一般に、税制改正は令和6年4月1日以降に開始する事業年度から、といったように新年度から適用されるものが多いです。しかし、1万円基準は令和6年4月1日以降に支出する飲食費等から適用されます。つまり、事業年度に関係なく今年の4月1日以降の飲食費等であれば、1万円基準を適用し、交際費等の損金不算入制度の計算をするということになります。

なお、令和6年3月31日以前に飲食等をし、クレジットカードで決済したことにより支払いが令和6年4月1日以降になったものについては、1万円基準を適用することはできず、従来の5,000円基準により判定します。

一般的な内容を前提として回答してあります。具体的な個別事例は、事前に専門家へご相談ください。

